

2021年1月

本学国際交流における危機管理に関して

国際交流室

総務課

学生の国際交流における危機管理に関する基本的な考え方

(参照：文科省高等教育局「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン作成検討会」)

1) 「自分の身は自分で守る」意識の醸成、啓発の徹底

学生自身が危機事象に関する情報収集を行うための手段や、危機事象回避の心構え、さらに意識を万が一事件・事故等に巻き込まれた場合にどのように行動すべきかについて、留学前・留学中の指導を含め、十分に理解させる機会を提供する。

2) 大学の危機管理に関する体制の確認、整備

本学が提供するプログラム（正規課程か否か問わず）に関する徹底した安全情報の収集と学生への留学前、留学中の指導、および万が一学生が事件・事故に巻き込まれた場合に適切に対応できる危機時体制の整備がなされていること。

3) 国内・海外に関する情報収集手段の確保および情報共有体制の整備

海外で学生が事件・事故等に巻き込まれた場合は、日本国内における同様のケースと比べて、情報収集が困難である等の事情があることをふまえて、国内外の情報収集手段の確保や情報共有体制等を事前に策定すること。

<ゼミ旅行向け>

外務省海外安全 HP
「たびレジ」の登録徹底
『海外安全虎の巻』抜粋配布

<海外セミナー・長期派遣留学向け>

(派遣前) オリエンテーション実施 (複数回) による危機管理に関する情報提供と状況理解、意識涵養の徹底
(派遣中) 定期的な安否状況確認、現地情報の共有、危機発生時のシミュレーション

<本学の危機管理体制>

- ・ 本学危機管理本部の設置 (※別添)
- ・ 日本エマージェンシーアシスタンス㈱ (※委託契約中) による日常的な危機管理情報の収集及び非常時における本学への側面支援 (病院手配、輸送手段確保、医療通訳、マスコミ対応等諸事対応) の確保

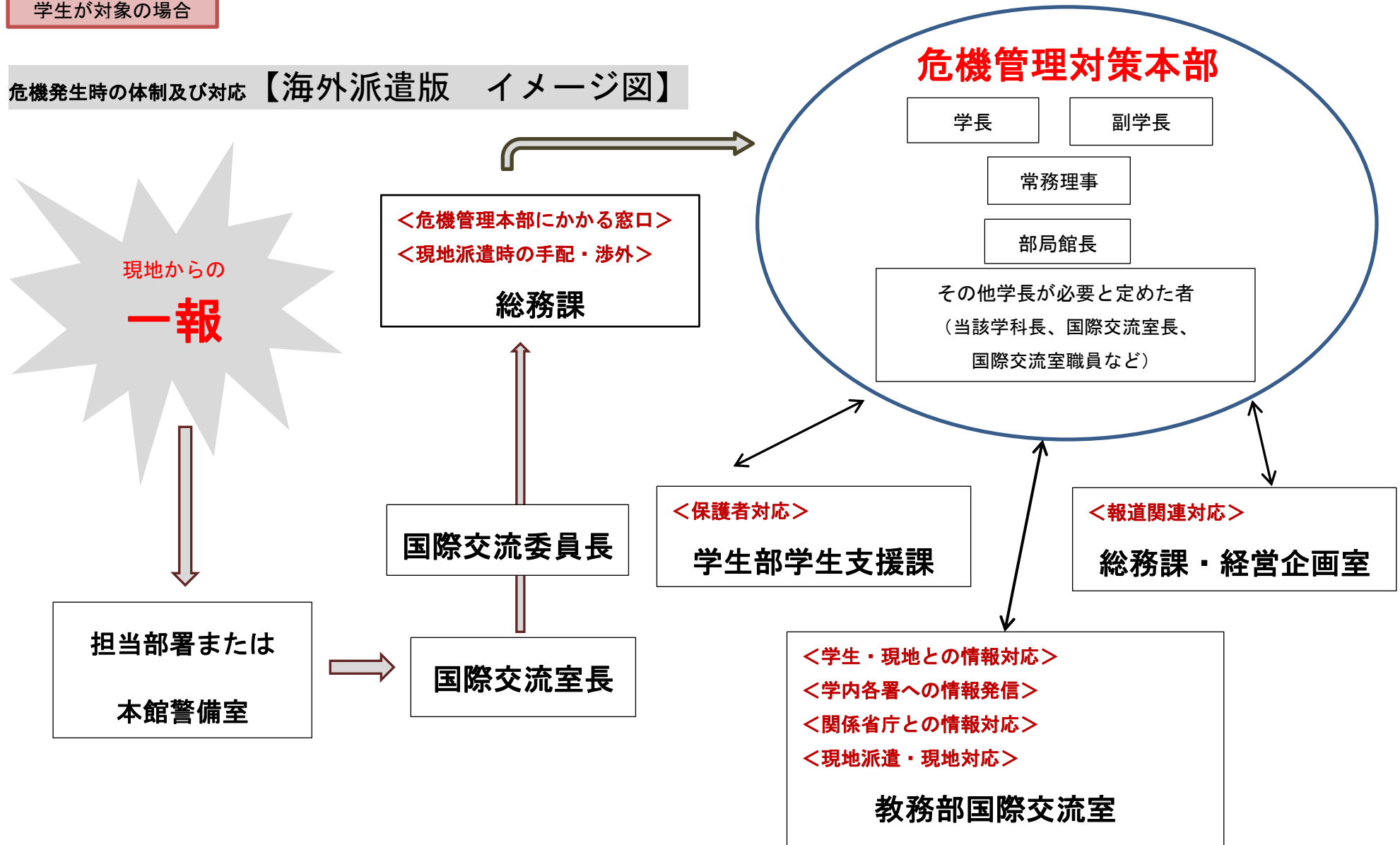
沖縄大学＜海外派遣学生＞にかかる危機発生時の体制・役割

「危機管理対策本部」の設置から解散に至る所管は総務課とする。以下は対策本部の指令にもとづくものとする。

分担概要 (イメージ)	主管部署	内 容
情報収集チーム	国際交流室	危機に遭遇した本人、現地関係者、在外公館、警察、病院等からの情報を収集し、対策本部に報告する。情勢により、現地に派遣され本人・家族・現地関係者等との対応にあたる。
情報伝達チーム	学生支援課	情報収集チームが入手した情報を対策本部長の指示の下、本人家族や関連各部署に伝達する。情勢により、現地に派遣され本人・家族等との対応にあたる。
手配涉外チーム	総務課・経理課	対策本部長の指揮のもと、被災者の帰国、入院、家族や本学関係者の渡航等の手配を行う。
国別対策チーム	国際交流室	留学、研修、出張先の諸国に詳しい者を構成員とし、リスク発生の国の法律、慣習、地理などを含む諸情報を対策本部に伝達する。
法令検討チーム	経営企画室	リスクの状況が現地及び国内の法律に抵触し発生したものである場合に、それを分析し本学として最良の対応を検討し、対策本部に報告する。
報道対応チーム	経営企画室	必要な場合に発表内容を検討し、対策本部長の指示のもと対応する。

学生が対象の場合

危機発生時の体制及び対応 【海外派遣版 イメージ図】



海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国等に関する判断基準

留学等により学生を海外に派遣する場合、その留学等の実施、中止、延期、途中帰国の判断にあたっては、

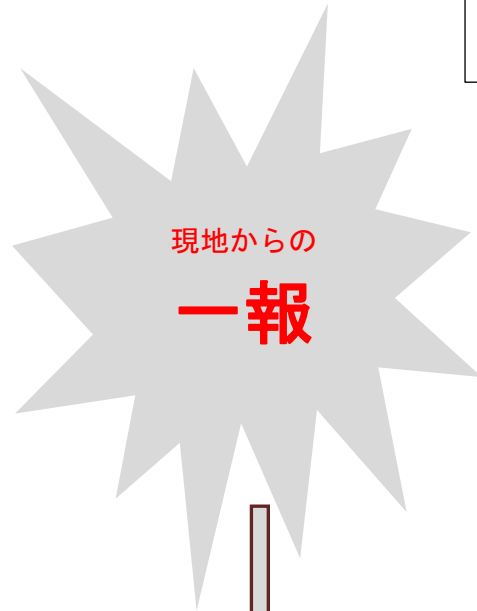
- 1) 派遣先国の事情 2) 派遣先大学等の事情 3) 個人的事情 のいずれかで判断する。

本学の対応基準（派遣先国（地域）の事情による判断については外務省「海外危険情報」の種類に応じ、以下を基本とする。

「海外危険情報」危険度	「海外危険情報」危険度の説明	本学の対応
レベル1 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	留学を実施・継続する。ただし、最新の情勢に留意し、延期・中止の可能性をあらかじめ通知する。
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	留学の延期又は中止（途中帰国）とする。
レベル3 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）。」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	留学の延期又は中止（途中帰国）とする。
レベル4 「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）。」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	留学を中止、即時帰国させる。

教職員が対象の場合

危機発生時の体制及び対応



現地からの
一報

総務課にて対応

設置しない

設置する

対策本部設置の判断

●判断の基準

- 危険度 事象の重大性、影響度
- 関係機関（外務省、文科省その他）との連絡調整や救援、救護等の必要度

学長に報告

担当部署または
本館警備室

事務局長

総務課長

危機管理対策本部

学長

副学長

常務理事

部局館長

その他、学長が必要と認めた者

組織編成と役割分担

総務班

- 対策本部の運営
- 関係機関との連絡調整
- 職員の動員指令

対策班

- 応急対策の検討・調整
- 避難、救助、救援、救護等の検討・調整

情報班

- 被害情報の収集・伝達・報告・分析・記録
- 応急対策の情報収集・報告
- 通信伝達体制の整備

広報班

- 報道発表、報道機関への情報提供

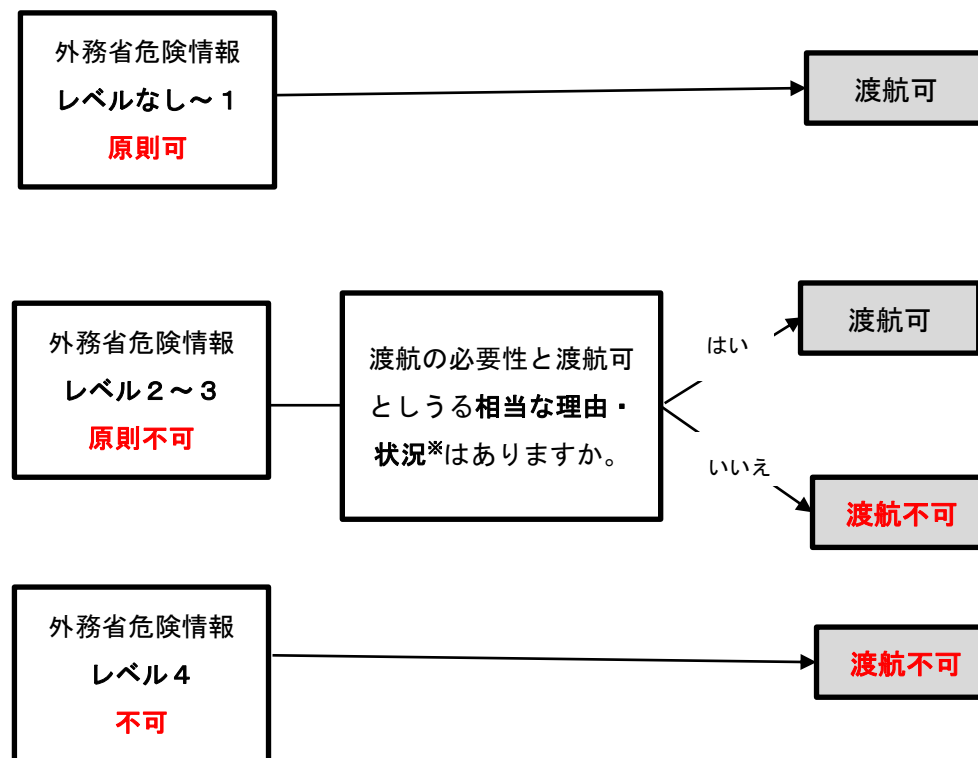
外務省危険情報	渡航可否
危険レベル1	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可
危険レベル2	原則不可 渡航可としうる相当な理由・状況があれば可
危険レベル3	
危険レベル4	不可 ただし、緊急事態における必要不可欠な渡航の場合は可

【注意事項】

- 複数の国・地域に渡航する場合は、すべての渡航先について安全状況を確認の上、判断すること。
- 危険レベル2以上の地域に渡航する場合は、先方からの出張要請書など、渡航の必要性を証明する書類等を総務課へ提出すること。
- 渡航可否については、対策会議等で、別途、新たな指針が出された場合は、それに従うこと。
- 国内出張**について
国内の出張及び研修、私的な移動に関しては、本ガイドラインの適用範囲外であるが、沖縄県内（離島含む）及び出張先の状況・情勢に応じて、別途本学で定める出張可否判断の指針が出された場合は、それに従うこと。

教職員が対象の場合

【可否判断フロー】



※相当な理由・状況：渡航の目的、現地渡航者・渡航先関係機関・協力者から収集した安全情報及び協力体制、渡航地の安全に関する報道状況等から総合的に判断すること。

(参照) 外務省 海外安全ホームページより <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

(1)危険情報発出の目安

「危険情報」は、その国・地域毎の治安情勢を総合的に判断した上で発出するものであり、あらゆる状況に適用されるような厳密な発出基準はありませんが、日本人の「生命・身体」に対する脅威を一つの重要なポイントとしており、中・長期的な観点から発出されます。

すなわち、ある国・地域において、日本人の「生命・身体」に危害を及ぼす事案が現実存在し、それがある程度継続的に発生している場合、または、治安等の悪化により、日本人の安全にとり何らかの悪影響が及ぶ可能性がある場合には、その国・地域に対し「危険情報」を発出し、渡航・滞在者に注意を呼びかけることとしています。また、事態の重大性如何によっては、「危険情報」の中で「渡航の延期」や「退避勧告」を呼びかけることもあります。

(2)「危険情報」の発出対象と安全対策

危険情報は、全ての在留邦人及び邦人渡航者を対象として発出していますが、危険情報のレベル別の分類及びその内容は、渡航先の国・地域の情勢について、また、安全対策や危険回避のための対策について、必ずしもいずれの面でも専門家ではない、一般的な日本人の個人渡航者を対象とすることを想定して構成されています。

危険情報において各国・地域をレベル別に分類しているのは、危険の度合いを概念的にわかりやすく区分するための工夫であり、必ずしもある国・地域における事件や事故の発生の頻度が別の国・地域より高いといった統計的な比較に基づくものではありません。これは、海外滞在者や渡航者が想定すべき危険の種類が、政情不安、暴動、内戦、テロ、一般犯罪、自然災害といった、多岐にわたりかつ危険の度合いも様々な要因に基づくものであるため、国・地域毎の単純な比較が出来ないためです。

また、滞在者・渡航者自身の安全対策に関する知見や能力も、対象となる国・地域毎に異なることが想定されます。さらに、安全対策のための知見や能力も限定的な個人渡航者と、最新情報や専門的知識に基づき組織的な安全対策を講じている旅行会社による企画旅行、さらには機関や企業による派遣事業との間でも、渡航すべきか否かの判断や、渡航する場合に取るべき安全対策の内容も異なってくるのが想定されます。

危険情報の活用にあたっては、この危険情報が上記の前提に基づいて構成されていることを念頭においてご利用ください。また、それぞれの国・地域における情勢については、危険情報のみならず、スポット情報、安全対策基礎データ、テロ・誘拐情勢、感染症危険情報等において可能な限り詳細に記述していますので、危険情報と併せて参照してください。

(参照資料)

* 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

* 大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm

* 外務省海外安全ホームページ(『海外安全虎の巻』ダウンロード資料、各国大使館情報)
<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

* 日本エマージェンシーアシスタンス(株) 派遣前危機管理に関するテキスト及び動画、週刊各国情報レポート等

関係機関リンク集

情報源/ URL

- ・ 大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm
- ・ 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ FORTH サイト（厚生労働省検疫所「海外旅行者のための感染症情報」） <http://www.forth.go.jp>
- ・ 外務省 在外公館リスト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>
- ・ 外務省 ORRnet 「インターネットによる在留届電子届出システム」 <http://www.ezairyu.mofa.go.jp>
- ・ 多言語医療問診票（言語、診療科ごとの問診票例を掲載） <http://www.kifjp.org/medical/>
- ・ 外務省：在外公館医務官情報 世界の医療事情 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>
- ・ 海外で困ったら大使館、総領事館のできる事 http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/taishi_2013.pdf
- ・ 海外安全虎の巻 <https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>
- ・ シドニー安全の手引き
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/safety_information/security%20manual2019.pdf
- ・ 在上海日本国総領事館 在留邦人用安全対策マニュアル https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000739.html
- ・ 海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q& A http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html
- ・ 海外における脅迫・誘拐 Q&A http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html
- ・ 海外旅行のテロ・誘拐対策 http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html
- ・ 国立感染症研究所（NIID） <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>